

ひとり親世帯の償還免除制度について

～令和6年4月1日から、ひとり親世帯に対する償還免除制度が始まります～

ひとり親世帯への支援策の一環として、法テラスの立替金の償還（返済）を免除する要件を一部緩和した新たな免除制度を設けました。4月1日以降の免除申請分が対象になります。

また、過去に免除が認められなかったひとり親の方も、この制度により、再度、免除申請を行うことができます。

1. ひとり親免除の要件

(1) 以下に定める「ひとり親」であること

- ①免除申請する援助事件において養育費の支払を請求したこと
- ②免除申請時において法律上の婚姻関係を有しないこと
- ③免除申請時において義務教育対象年齢までの子と同居し、かつその子を扶養していること

(2) 資力要件（収入要件、資産要件）を満たすこと

生活保護を受給していない方が償還を免除されるには、収入要件、資産要件の全てを満たす必要があります（詳しくは次ページへ）。

なお、免除申請後、6か月以内に資力要件を満たさなくなった場合は、免除を決定することはできません。そのため、免除申請時に要件を満たしていても、免除を決定できるのは、申請から半年以上経過後となり、その間の償還は猶予します。

(3) 援助事件で決定された償還充当額を償還済みであること

事件の相手方等から金銭等を得た、または得る見込みがあり、援助事件において償還充当を決定された場合は、その金額を返済するまで、免除することはできません。

2. ひとり親免除の対象事件

ひとり親免除の対象となるのは、以下の援助事件（ただし、養育費を請求した相手方と、同一の相手方の事件に限ります。）の立替金です。これ以外の援助事件の立替金については、通常の免除要件に基づき判断します。その結果、以下の対象事件の立替金の償還のみ免除となり、これ以外の援助事件の立替金は、償還していただく場合があります。

- (1) 養育費請求事件 (2) 養育費増額請求事件、養育費減額請求事件 (3) 離婚等（離婚、親権、財産分与、年金分割及び慰謝料）請求事件 (4) 親権者変更申立事件 (5) 婚姻費用分担請求事件 (6) 婚姻費用増額請求事件、婚姻費用減額請求事件 (7) 監護者指定・子の引渡し請求事件 (8) 面会交流請求事件 (9) 配偶者暴力等保護命令事件 (10) 認知請求事件 (11) 離縁請求事件 (12) 以上の事件の強制執行事件 (13) 以上の事件の保全事件

3. 申請方法

免除申請は、**上記2にあてはまる援助事件がすべて終了してから**行ってください。

受任弁護士等から事前に請求があった場合、援助事件の終結決定書と一緒に、免除申請に必要な書類を送付します。法テラス本部（免除係）へ「償還免除申請書」、「免除に関する確認票」、「同確認票に記載された資料」をご提出ください。必要資料等の詳細は、同確認票に記載しています。

援助事件終結後は、ご利用の法テラスへ免除申請書類の交付を請求してください。法テラス HP からダウンロードすることもできます。

A. 収入要件について

ご本人及び配偶者（内縁関係含む）の収入の合計額が下記表に示された金額以下であること。

収入欄には、**親族からの援助、養育費、婚姻費用分担金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、その他公的手当（児童手当を除く）**や**公的給付**も記載してください。

収入要件を判断する際には、記載した児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を収入から控除するほか、ひとり親免除制度では、援助事件の結果得た養育費月額（上限5万円）を控除した上で判断します。

- ①給与所得者：手取り月収額（賞与（12で割った金額）を含む）
- ②自営業者：直近の確定申告書の所得を12で割った金額
- ③年金受給者：年金は2か月に1度支給されるため、直近の支給額を2で割った額
企業年金の支給がある場合も月割りで加算してください。

また、毎月継続的に発生する税金、社会保険料、医療費、教育費（塾・習い事を除く）、やむを得ない出費等は収入から差し引くことができます。※これらの支出を証明する資料を提出する必要があります。

下記表の「人数」は、ご本人、配偶者（内縁関係含む）、扶養している家族の合計人数です。

●生活保護法の一級地以外に居住している方			●東京・大阪等生活保護法の一級地に居住している方		
人数	収入基準（注1）	家賃又は住宅ローンを負担している場合に基準額に加算できる額	人数	収入基準（注2）	家賃又は住宅ローンを負担している場合に基準額に加算できる額（注3）
1人	127,400円以下	41,000円以下	1人	140,140円以下	41,000円以下 (53,000円以下)
2人	175,700円以下	53,000円以下	2人	193,270円以下	53,000円以下 (68,000円以下)
3人	190,400円以下	66,000円以下	3人	209,440円以下	66,000円以下 (85,000円以下)
4人	209,300円以下	71,000円以下	4人	230,230円以下	71,000円以下 (92,000円以下)
注1：以下、1名増加するごとに基準額に 21,000円 を加算			注2：以下、1名増加するごとに基準額に 23,100円 を加算 注3：居住地が東京都特別区の場合、（ ）内の基準を適用します。		

B. 資産要件について

ご本人及び配偶者（内縁関係含む）の資産について、以下①から③の**全ての**要件に該当すること。

①現金、預貯金、保険（生命保険、学資保険、個人年金等）の解約返戻金、有価証券の時価等の合計額が66万円以下であること。

※資産の合計額が66万円を超える場合でも、当該資産を償還に充てることのできない合理的事情がある場合は、資産要件を満たすと判断することがあります。その際、資料の提出を求める場合があります。

●合理的事情の具体例：近いうちに、大きな手術等高額な医療費を支出する可能性がある場合

②自宅の他に不動産を保有していないこと。

※自宅の評価が高額な場合は、自宅のみの保有であっても、免除が認められない場合があります。

※自宅の他に不動産を保有していても、当該資産を償還に充てることのできない合理的事情がある場合は、資産要件を満たすと判断することがあります。その際、資料の提出を求める場合があります。

●合理的事情の具体例：農業専従者等で、その土地がないと生活ができない場合

資産として価値が低いものや、買い手がつかない等、換価困難な場合

③車を保有している場合は、世帯あたり1台のみであること。

※車の評価が高額な場合は、世帯あたり1台のみの保有であっても、免除が認められない場合があります。

※世帯あたり2台以上の保有であっても、当該資産を償還に充てることのできない合理的事情がある場合は、資産要件を満たすと判断することがあります。その際、資料の提出を求める場合があります。